

4 事業計画の変更等内容

(1) 施設計画

ア 利用施設計画

利用施設計画の一部を次のとおり変更する。

(ア) 単独施設

次の単独施設を追加する。

(表 14：単独施設追加表)

番号	種類	位置	整備方針	告示年月日
107	園地	島根県隠岐郡知夫村（赤壁）	赤壁を展望、散策するための園地として、既存施設の維持改善を図る。	新規
108	園地	島根県隠岐郡西ノ島町（鬼舞）	展望及び散策のための園地として、既存施設の維持改善を図る。	新規
109	園地	島根県隠岐郡隠岐の島町（壇鏡の滝）	壇鏡の滝の展望及び散策のための園地として、既存施設の維持改善を図る。	新規
110	舟遊場	島根県隠岐郡隠岐の島町（津戸）	シーカヤックを利用したアクティビティのためのトイレ、休憩施設等として、既存施設の維持改善を図る。	新規
111	舟遊場	島根県隠岐郡隠岐の島町（小津久）	シーカヤックを利用したアクティビティのためのトイレ、休憩施設等として整備する。	新規
112	野営場	島根県出雲市（追分鼻）	日御碕地区の優れた海岸景観等を探勝するための利用拠点として整備する。	新規
113	宿舎	島根県出雲市（追分鼻）	日御碕地区の優れた海岸景観等を探勝するための利用拠点として整備する。	新規
114	駐車場	島根県出雲市（宇龍）	日御碕地区の優れた海岸景観等を探勝するための利用拠点として整備する。	新規

番号	種類	位置	整備方針	告示年月日
115	野営場	島根県大田市（東の原）	三瓶山を中心とした、登山、ハイキング、自然探勝等のための利用拠点として整備する。	新規
116	野営場	島根県大田市（西の原）	三瓶山を中心とした、登山、ハイキング、自然探勝等のための利用拠点として整備する。	新規

次の単独施設を削除する。

(表 14：単独施設削除表)

番号	種類	位置	告示年月日	理由
2	園地	島根県隠岐郡隠岐の島町（崎山鼻）	昭 55.9.19 告示	公園利用上の必要性が乏しく、今後整備する見込みもないことから削除する。
14	園地	島根県隠岐郡隠岐の島町（耳崎）	昭 55.9.19 告示	公園利用上の必要性が乏しく、今後整備する見込みもないことから削除する。
16	園地	島根県隠岐郡隠岐の島町（都万海岸）	昭 55.9.19 告示	公園利用上の必要性が乏しく、今後整備する見込みもないことから削除する。
48	園地	島根県松江市美保関町（笠浦）	昭 55.9.19 告示	公園利用上の必要性が乏しく、今後整備する見込みもないことから削除する。
61	スキー場	島根県大田市（東の原）	昭 55.9.19 告示	公園利用上の必要性が乏しく、今後整備する見込みもないことから削除する。
65	園地	島根県隠岐郡隠岐の島町（中ノ津）	昭 55.9.19 告示	公園利用上の必要性が乏しく、今後整備する見込みもないことから削除する。
66	園地	島根県隠岐郡隠岐の島町（箕浦）	昭 55.9.19 告示	公園利用上の必要性が乏しく、今後整備する見込みもないことから削除する。

番号	種類	位置	告示年月日	理由
67	園地	島根県隠岐郡隠岐の島町（春日浦）	昭 55. 9. 19 告示	公園利用上の必要性が乏しく、今後整備する見込みもないことから削除する。
70	園地	島根県隠岐郡隠岐の島町（御崎）	昭 55. 9. 19 告示	公園利用上の必要性が乏しく、今後整備する見込みもないことから削除する。
71	園地	島根県隠岐郡隠岐の島町（夜母瀬来）	昭 55. 9. 19 告示	公園利用上の必要性が乏しく、今後整備する見込みもないことから削除する。
79	野営場	島根県隠岐郡西ノ島町（仁具）	昭 55. 9. 19 告示	公園利用上の必要性が乏しく、今後整備する見込みもないことから削除する。
91	乗馬施設	島根県大田市（西の原）	平 2. 3. 8 告示	公園利用上の必要性が乏しく、今後整備する見込みもないことから削除する。
95	乗馬施設	島根県大田市（東の原）	平 2. 3. 8 告示	公園利用上の必要性が乏しく、今後整備する見込みもないことから削除する。
97	野営場	島根県隠岐郡隠岐の島町（汐浜）	平 9. 9. 18 告示	公園利用上の必要性が乏しく、今後整備する見込みもないことから削除する。
99	園地	島根県隠岐郡隠岐の島町（蛸木）	平 9. 9. 18 告示	公園利用上の必要性が乏しく、今後整備する見込みもないことから削除する。
100	野営場	島根県隠岐郡海士町（角山）	平 9. 9. 18 告示	公園利用上の必要性が乏しく、今後整備する見込みもないことから削除する。
101	野営場	島根県隠岐郡知夫村（尼ヶ浦）	平 9. 9. 18 告示	公園利用上の必要性が乏しく、今後整備する見込みもないことから削除する。

(イ) 道路

a 車道

次の車道を追加する。

(表 15：道路（車道）追加表)

番号	路線名	区間	主要通過地	整備方針	告示年月日
22	地藏崎線	起点－島根県松江市（美保関・国立公園境界） 終点－島根県松江市（美保関・国立公園境界）	－	五本松園地へ至る車道として整備する。	新規

b 歩道

次の歩道を追加する。

(表 16：道路（歩道）追加表)

番号	路線名	区間	主要通過地	整備方針	告示年月日
22	知々井岬線	起点－島根県隠岐郡海士町（知々井） 終点－島根県隠岐郡海士町（知々井）	知々井岬	知々井岬へ至る歩道として整備する。	新規

次の歩道を削除する。

(表 17：道路（歩道）削除表)

番号	路線名	区間	主要通過地	告示年月日	理由
6	沖ノ浦線	起点－島根県隠岐郡五箇村（代・国立公園境界） 終点－島根県隠岐郡五箇村（夜母瀬来）	－	昭 55.9. 19 告示	公園利用上の必要性が乏しく、今後整備する見込みもないことから削除する。
9	船越耳浦線	起点－島根県隠岐郡西ノ島町（船越・国立公園境界） 終点－島根県隠岐郡西ノ島町（耳浦）	高崎山	昭 55.9. 19 告示	公園利用上の必要性が乏しく、今後整備する見込みもないことから削除する。
14	焼火神社麦田鼻線	起点－島根県隠岐郡西ノ島町（焼火神社・歩道分岐点） 終点－島根県隠岐郡西ノ島町（麦田鼻・歩道合流点）	－	昭 55.9. 19 告示	公園利用上の必要性が乏しく、今後整備する見込みもないことから削除する。
15	波止大山線	起点－島根県隠岐郡西ノ島町（波止・国立公園境界） 終点－島根県隠岐郡西ノ島町（大山・国立公園境界）	麦田鼻	昭 55.9. 19 告示	公園利用上の必要性が乏しく、今後整備する見込みもないことから削除する。
20	惣津七類線	起点－島根県八束郡美保関町（惣津・国立公園境界） 終点－島根県八束郡美保関町（尾戸）	－	昭 55.9.19 告示	公園利用上の必要性が乏しく、今後整備する見込みもないことから削除する。

(ウ) 運輸施設

次の運輸施設を追加する。

(表 18：運輸施設追加表)

番号	路線名	区間	主要通過地	整備方針	告示年月日
1	ローソク島線（船舶 運送施設）	起点—島根県隠岐郡隠岐の島町（南方） 終点—島根県隠岐郡隠岐の島町（南方）	隠岐郡隠岐の島町（ローソク島）	ローソク島と隠岐の島町の海岸景観を鑑賞するための船舶運送施設として、既存施設の維持改善を図る。	新規

次の運輸施設を削除する。

(表 19：運輸施設削除表)

番号	路線名	種類	位置又は区間	主要通過地	告示年月日	理由
10	地藏崎線	一般自動 車道	起点—島根県八束郡美保関町（美保関・国立公園 境界） 終点—島根県八束郡美保関町（地藏崎）	—	昭 55. 9. 19 告示	公園利用上の必要性が乏しく、今後整備する見込みもないことから削除する。

(表 20：運輸施設削除表)

番号	種類	位置	告示年月日	理由
16	係留施設	島根県隠岐郡西ノ島町（鯛の浜）	昭 55. 9. 19 告示	公園利用上の必要性が乏しく、今後整備する見込みもないことから削除する。

(2) 自然体験活動計画

自然体験活動計画を次のとおりとする。

1. 本計画の対象地域

大山隠岐国立公園（隠岐島・島根半島・三瓶山地域）

2. 自然体験活動で対象とする当該地域の自然、人文文化の特徴

本地域は、ユネスコ世界ジオパークに認定されている隠岐諸島、日本ジオパークに認定されている島根半島海岸部、石見地域の歴史・文化資産として日本遺産に認定されている三瓶山から成る。本地域は神話の舞台となっており、出雲大社をはじめとする神話にまつわる名所旧跡が点在する。伝統的な神事や祭が今もなお数多く執り行われているなど、神話とともに受け継がれてきた暮らしが、山と島と海の自然風景の中に溶け込んでいる。日本の原風景と言える暮らしに触れながら、山と島と海での多彩なアウトドア・アクティビティを楽しめる点が、他の場所にはない、本地域の魅力である。

3. 質の高い自然体験活動の促進に係る方針

当該地域では、次の方針により質の高い自然体験活動を促進する。

ア) 自然と調和した「持続可能な観光」の実現

本地域の自然（地形や景観、生態系等）の魅力を増やしながら、自然の保全と両立する持続可能な形で、利用を推進する。利用料の一部を保全活動に還元するなど、利用者負担の軽減の仕組みづくりにも取り組む。さらには、自然のみならず環境全般や社会文化、経済への影響に十分に配慮した「持続可能な観光（サステイナブル ツーリズム）」を進め、「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に貢献することを目指す。

イ) 感動を与える体験の提供

自然を含む地域資源の四季折々の魅力を最大限引き出した「今だけ」「ここだけ」の体験を利用者に提供できるよう、雨天時の対応も考慮したツアー（旅行商品）開発やガイドの育成等を一層進める。また、広域にまたがる本地域の見どころをより多く楽しんでもらえるよう、サイクリングロードやロングトレイル（長距離自然歩道等）も活用して、隠岐島地区、島根半島地区及び三瓶山地区間での連携や、大山蒜山地域を含む周辺地域との連携を図り、周遊を促進する。

ウ) 多様な利用・需要に応じたサービスの提供

外国人を含め、ファミリー層、若年層、障害者、富裕層等の幅広い利用者層や、新型コロナウイルス感染症対策、ワーケーションのような新たな滞在形態、キャッシュレス決済の導入等の多様な需要に応じたサービスの提供を図る。これによって同時に、社会情勢や利用の需要を含め市場環境の変化に強い安定的な集客を目指す。

エ) 戦略的な誘客・プロモーションの実施

大山隠岐国立公園の関係機関・団体のみならず、他の国立公園を含む周辺地域の機関・団体、政府観光局（JNTO）や航空会社等の全国規模の組織とも連携して、着実に認知度を高め、来訪の動機を醸成し、来訪のプランニングを助けるような、旅行者が来訪に至るまでの

各段階に対応し、かつ、心に残る誘客・プロモーションを行う。同時に、魅力的な観光地域づくりにつながるよう、地域の魅力について住民に改めて周知を図る。

オ) 地域コミュニティ、歴史・文化的資源の尊重と配慮、利用上のマナー

大山隠岐国立公園やその周辺部は、地域住民の生活の場でもあるため、地域コミュニティ、歴史・文化資源（地域の信仰や風習を含む）を尊重し、地域住民の生活・文化に負担がかからないよう配慮する。この点を含め、利用者に対して利用上のマナーについて周知を図る。

4. 地域ごとに促進する自然体験活動

各地域ごとに促進する自然体験活動は次のとおり

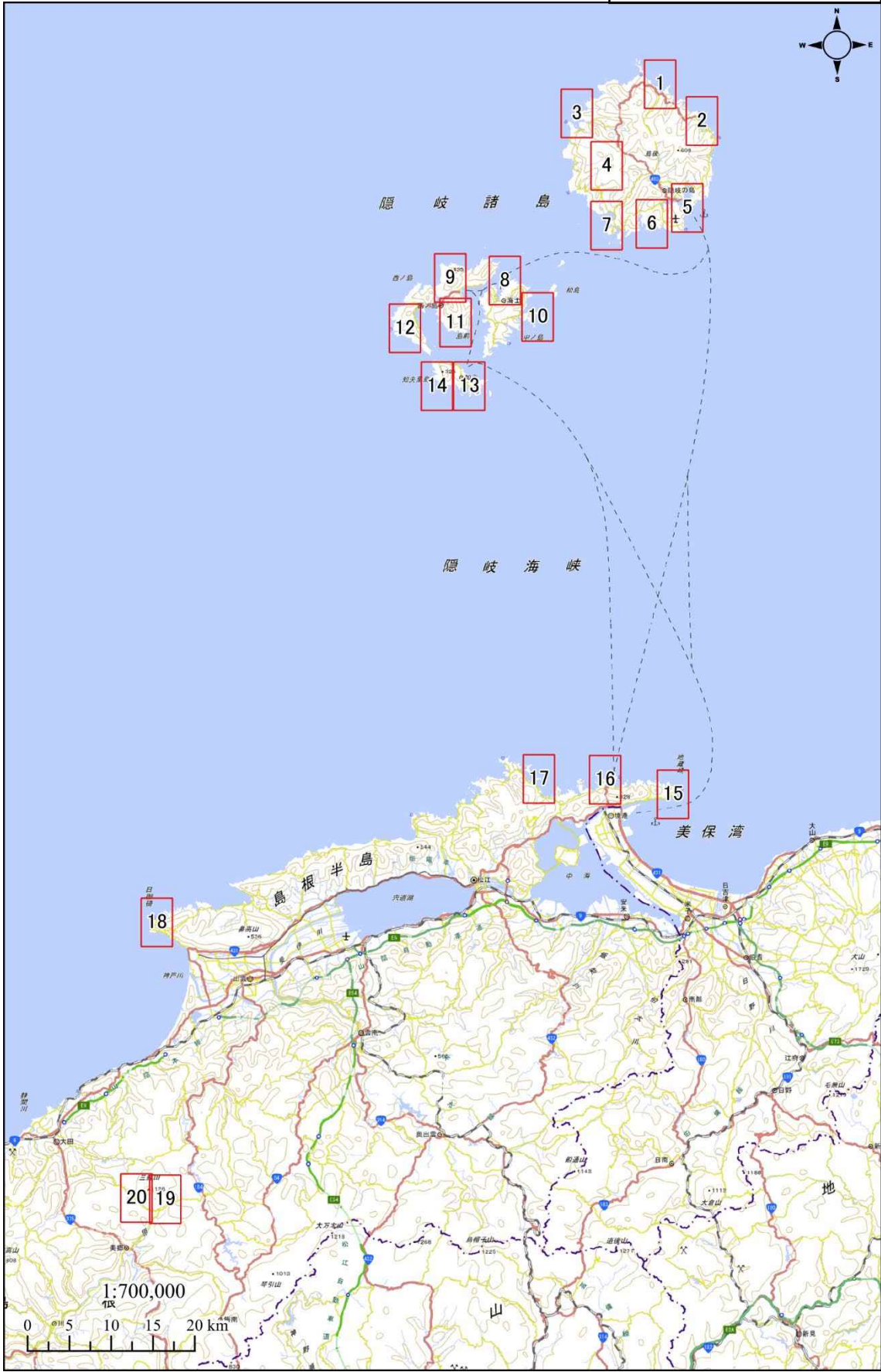
ア) 隠岐島地区及び島根半島地区

シーカヤック体験、シュノーケリング、スキューバダイビング、海水浴、釣り、キャンプ、登山、サイクリング、遊覧船や遊歩道沿いでの自然探勝、寺社参詣、自然学習、海洋ごみの回収を組み込んだ体験等、地域の地形地質・景観・文化等を活かした自然体験活動

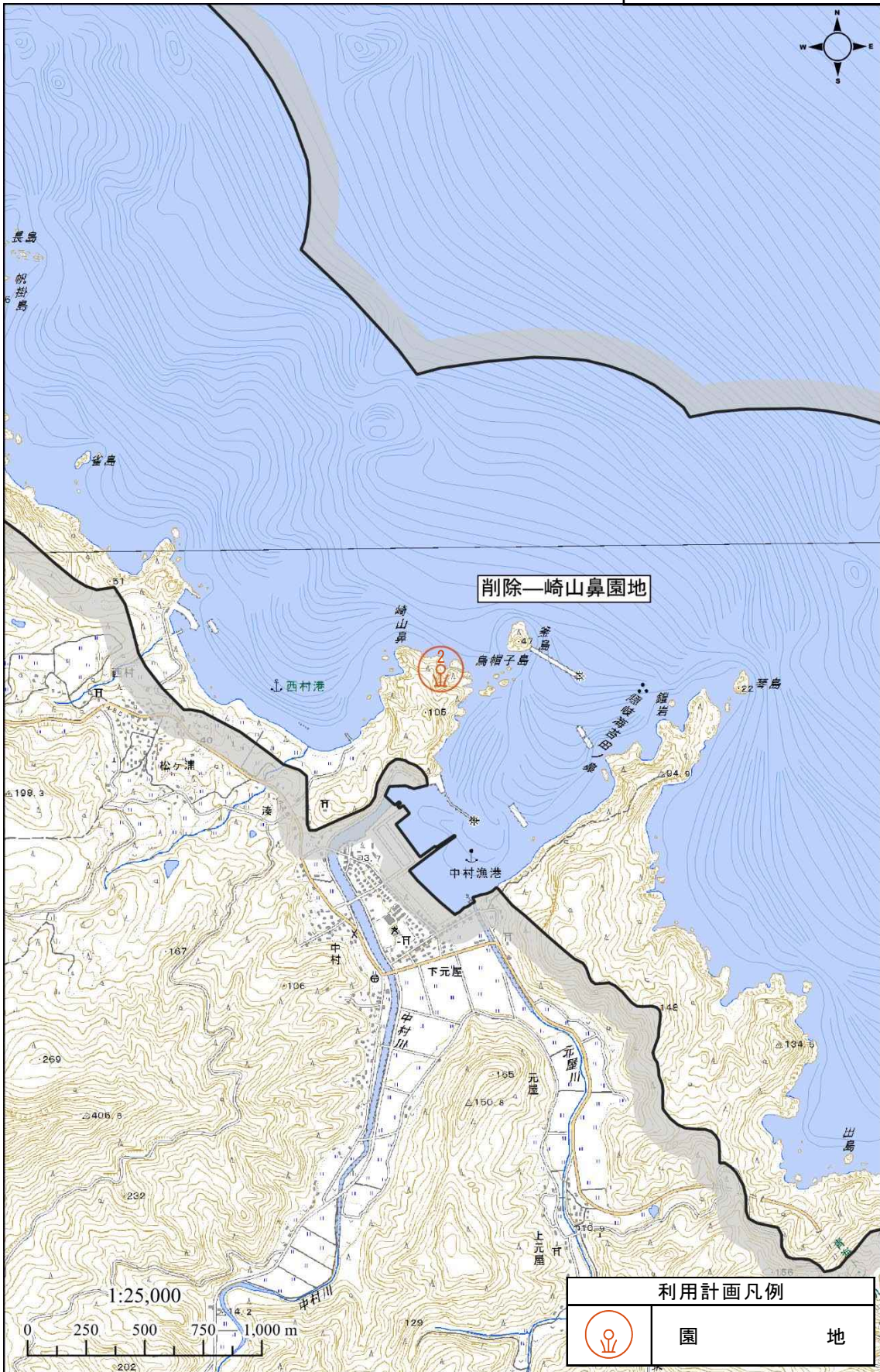
イ) 三瓶山地区

登山、キャンプ、ピクニック、クロスカントリースキー、スノーシュー体験、サイクリング、自然学習等、地域の地形地質・景観・文化等を活かした自然体験活動

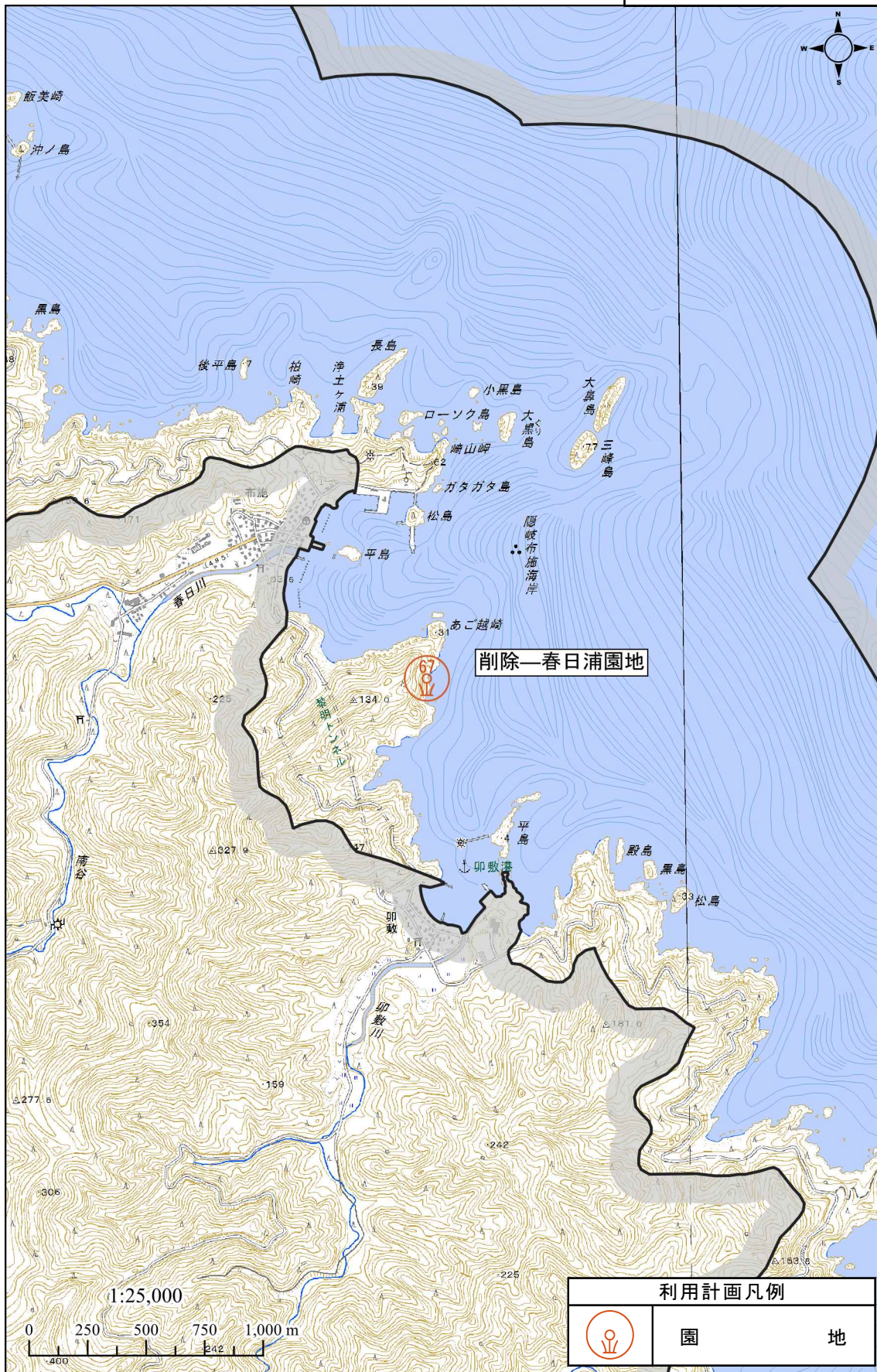
利用施設計画変更位置図



利用施設計画変更図 1



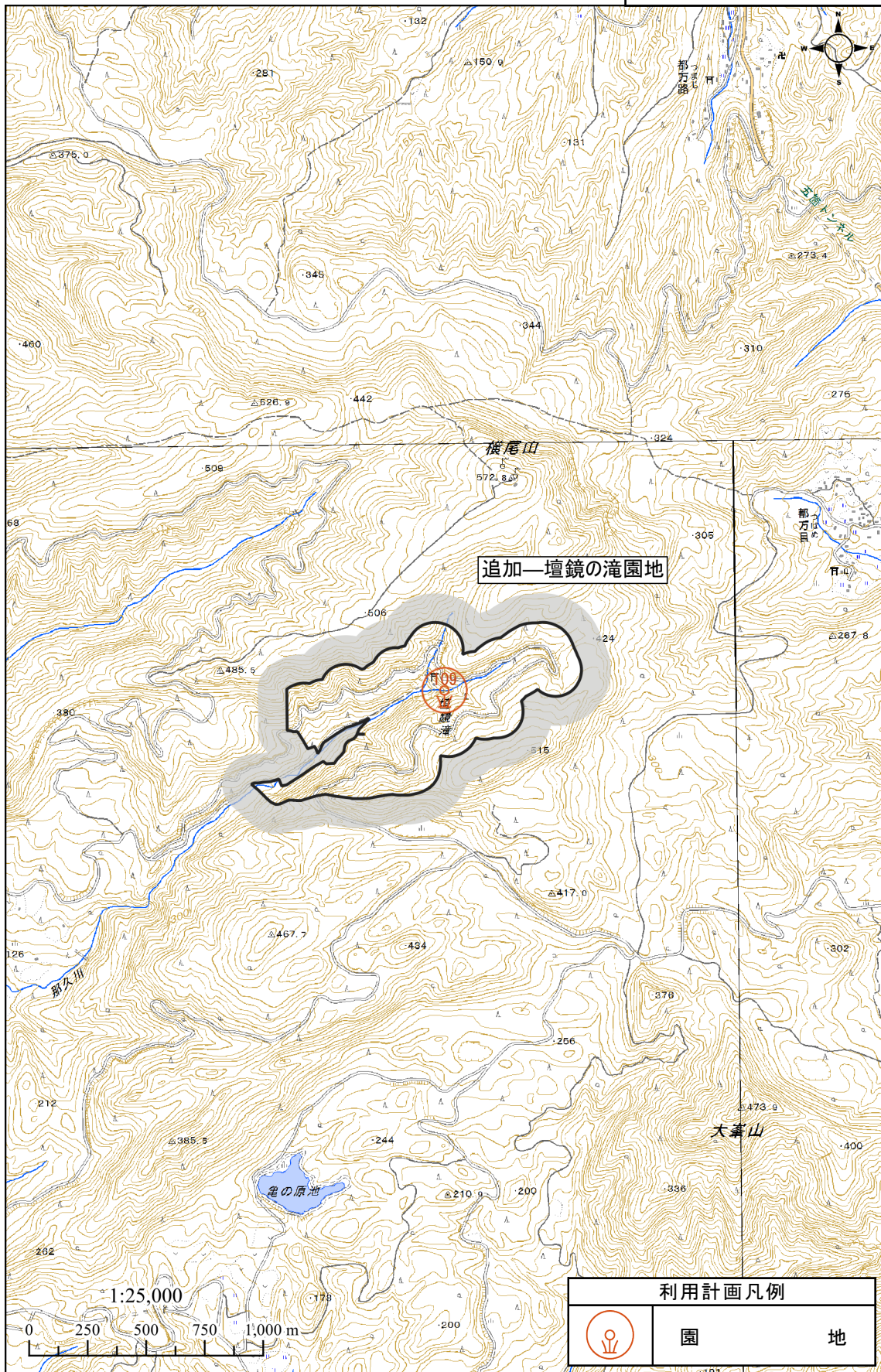
利用施設計画変更図 2



利用施設計画変更図 3



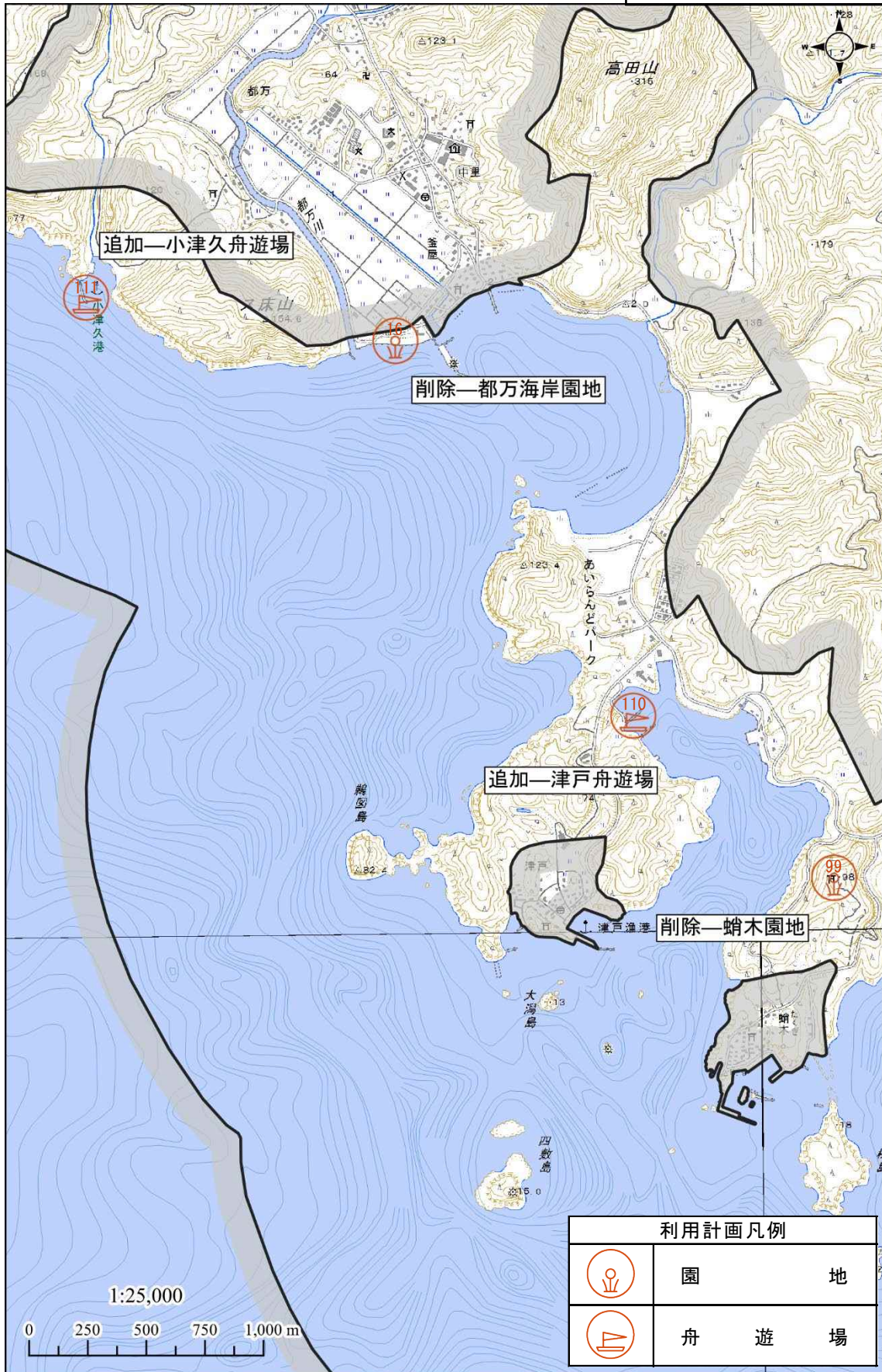
利用施設計画変更図 4





利用施設計画変更図 6

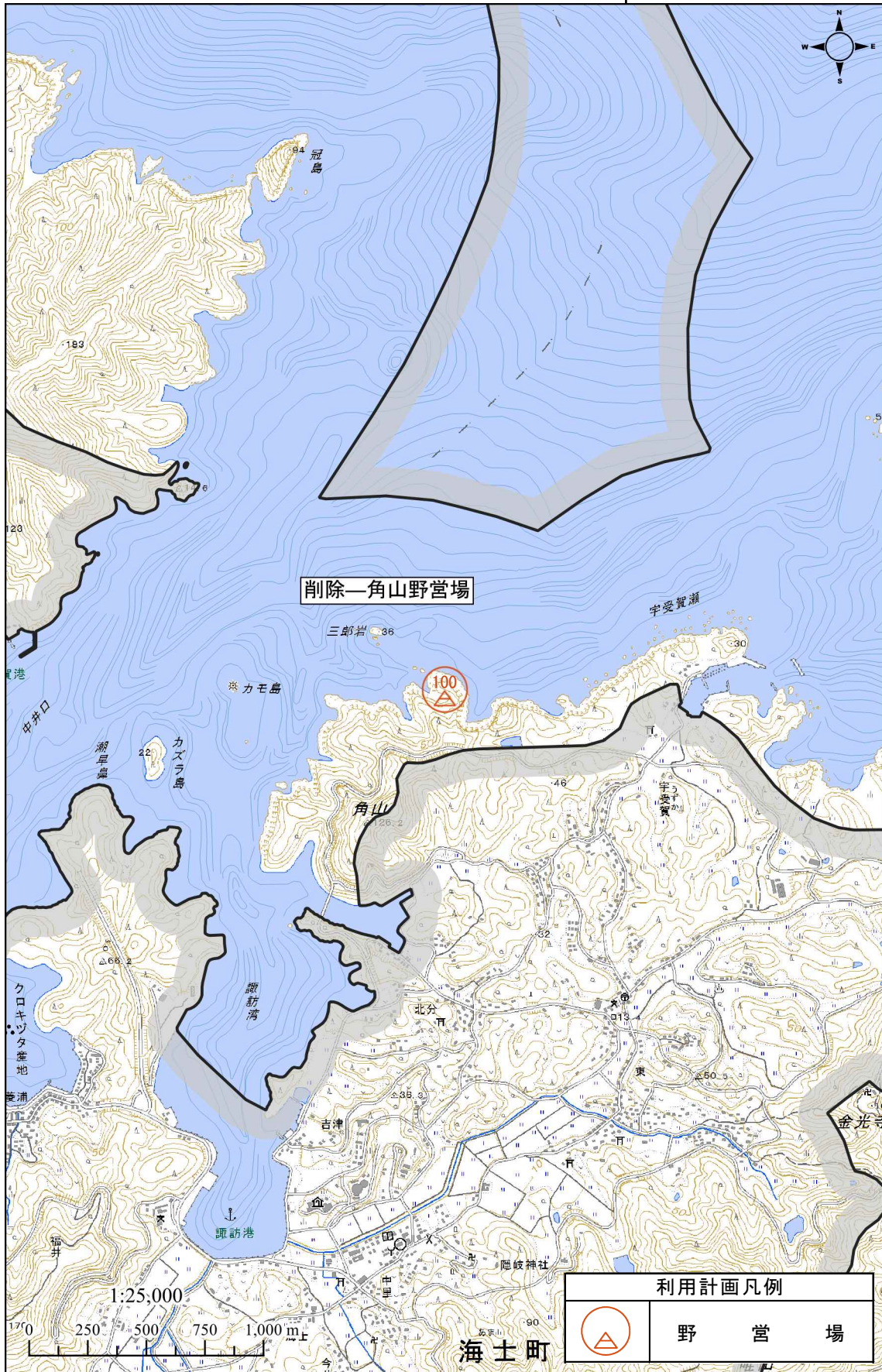


利用施設計画変更図 7



利用計画凡例	
	園 地
	舟 遊 場

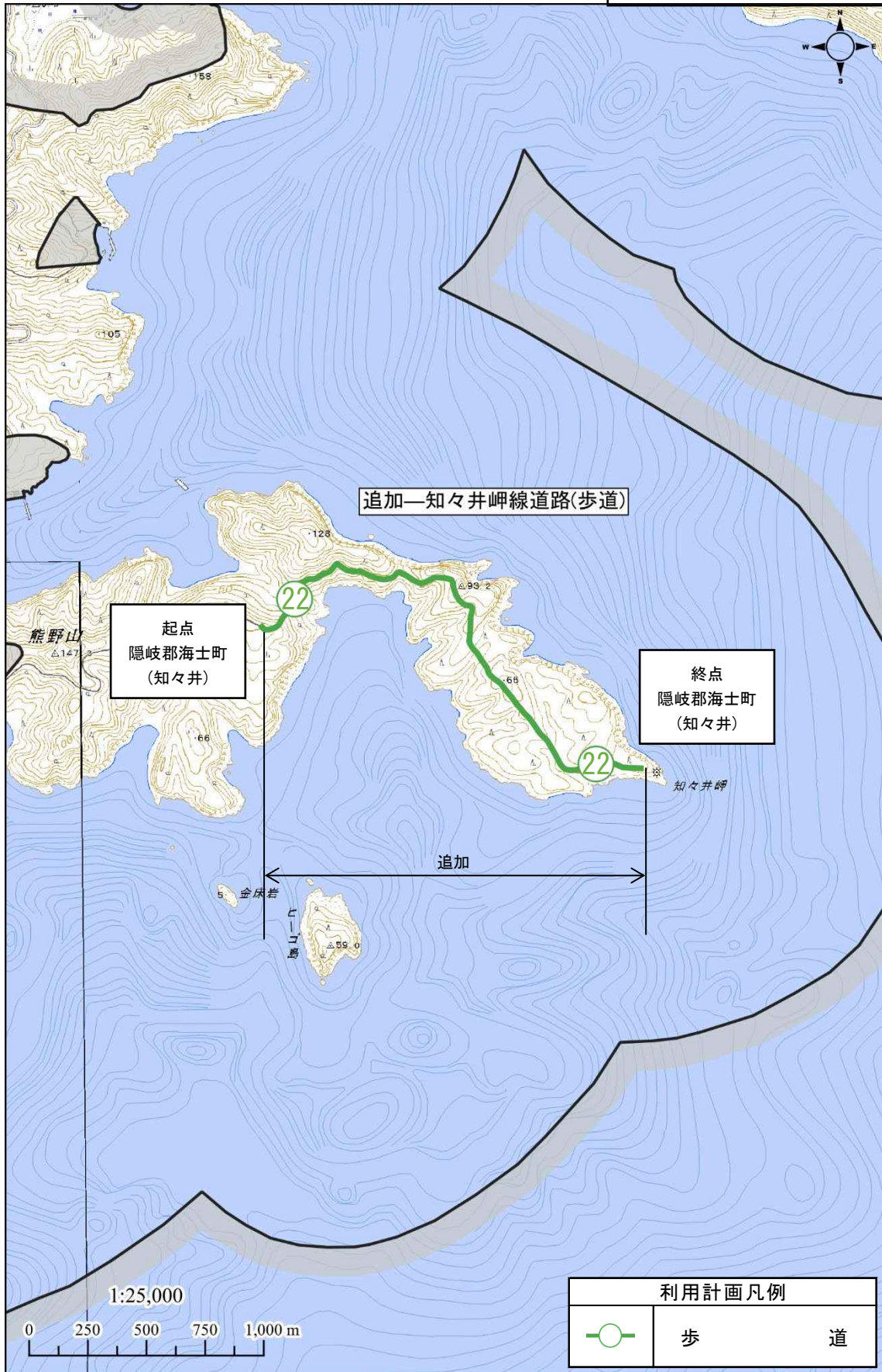
利用施設計画変更図 8



利用施設計画変更図 9



利用施設計画変更図 10



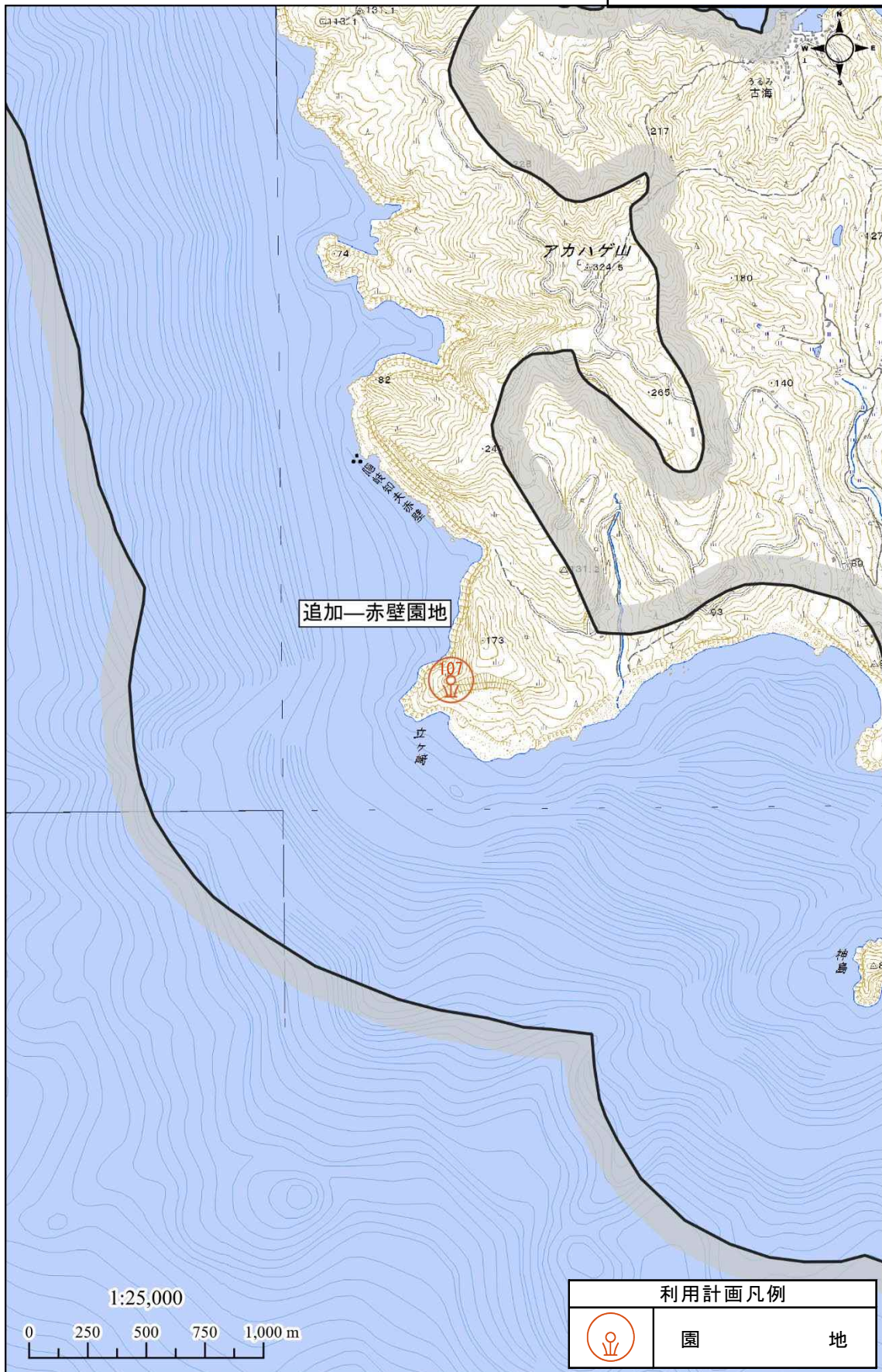
利用施設計画変更図 1 2



利用施設計画変更図 1 3



利用施設計画変更図 1 4



利用施設計画変更図 1 5



終点
松江市
(美保関・国立公園境界)

終点
八束郡美保関町
(地蔵崎)

起点
八束郡美保関町
(美保関・国立公園境界)

起点
松江市
(美保関・国立公園境界)

追加—地蔵崎線(車道)




削除—地蔵崎線(一般自動車道)

利用計画凡例	
	車道
	一般自動車道

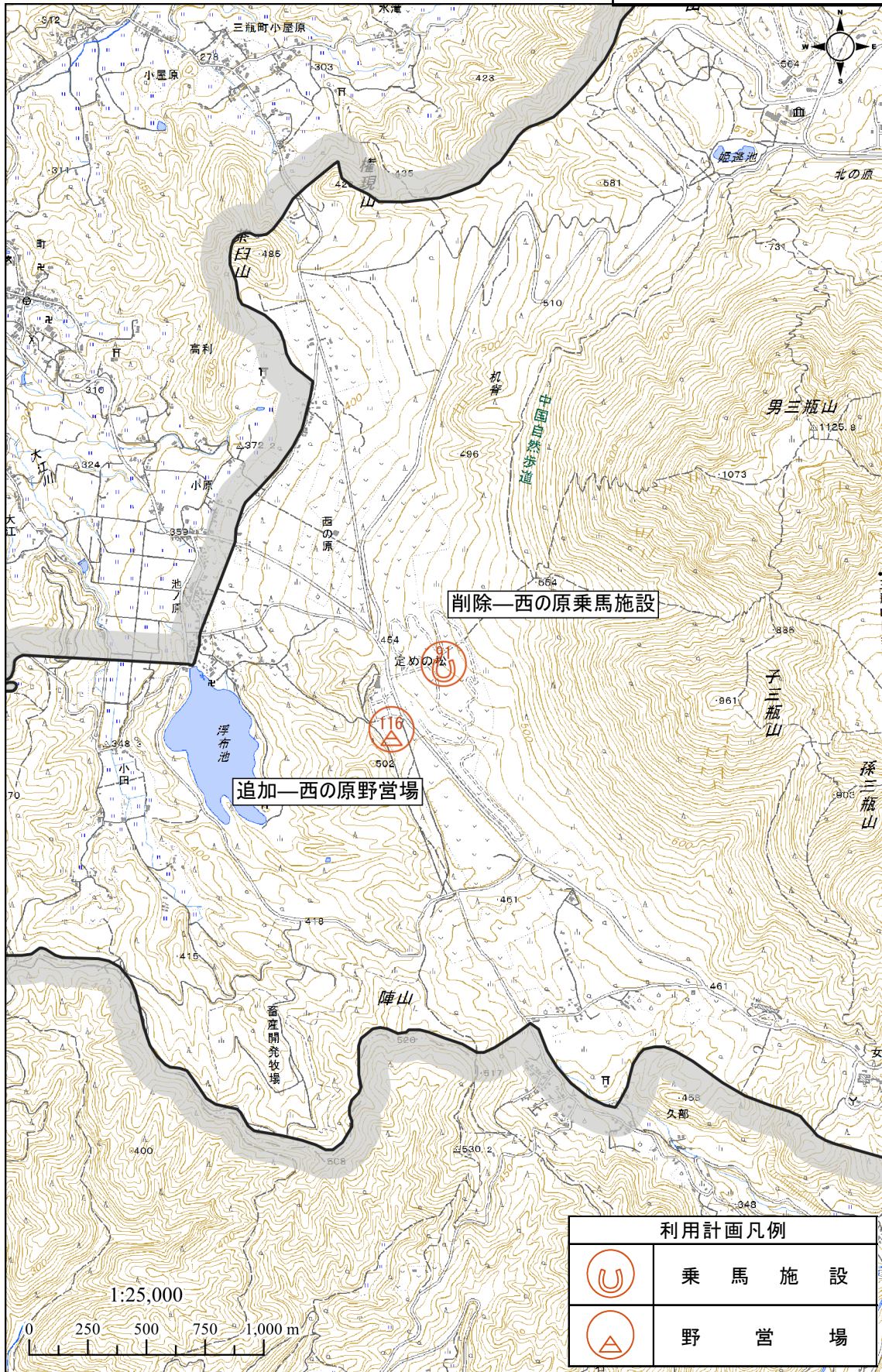




利用施設計画変更図 1 8



利用計画凡例	
	宿 舎
	野 営 場
	駐 車 場

利用施設計画変更図 20



利用計画凡例	
	乗馬施設
	野営場

5 参考事項

参考事項を次のとおり変更する。

(表 22：参考事項変更表)

変更前	変更後
<p>(1)過去の経緯</p> <p>昭和 11 年 2 月 1 日 大山国立公園の指定</p> <p>昭和 38 年 4 月 10 日 隠岐島、島根半島、三瓶山地域及び蒜山地域の拡張 <u>公園名称を大山隠岐国立公園に変更</u> <u>公園計画の決定</u> <u>特別地域の指定</u> <u>特別保護地区の指定</u></p> <p>昭和 47 年 10 月 16 日 海中公園地区の指定 (島根半島)</p> <p>昭和 50 年 12 月 11 日 海域公園地区の指定 (浄土ヶ浦、代、国賀)</p> <p>昭和 55 年 9 月 19 日 公園計画の変更 (再検討)</p> <p>平成 2 年 3 月 8 日 公園計画の一部変更 (点検 1)</p>	<p>(1)過去の経緯</p> <p><u>ア 公園区域</u></p> <p>昭和 11 年 2 月 1 日 大山国立公園の指定 (<u>大山地域</u>)</p> <p>昭和 38 年 4 月 10 日 <u>区域の一部変更と名称変更</u> (隠岐島、島根半島、三瓶山地域及び大山地域の拡張)</p> <p>昭和 47 年 10 月 16 日 <u>区域の一部変更</u></p> <p>昭和 50 年 9 月 13 日 <u>再検討 (大山蒜山)</u></p> <p>昭和 50 年 12 月 11 日 <u>区域の一部変更</u></p> <p>昭和 55 年 9 月 19 日 公園計画の変更 (再検討)</p> <p>平成 2 年 3 月 8 日 <u>第 1 次点検に伴う一部変更</u></p> <p>平成 9 年 9 月 18 日 <u>第 2 次点検に伴う一部変更</u></p> <p>平成 14 年 3 月 26 日 <u>区域拡張 (毛無山一帯)</u></p> <p>平成 26 年 3 月 19 日 <u>区域拡張 (三徳山地域)</u></p> <p><u>イ 規制計画</u></p> <p>昭和 13 年 5 月 13 日 <u>特別地域の指定 (大山地域)</u></p> <p>昭和 32 年 7 月 8 日 <u>特別保護地区の指定 (大山地域)</u></p> <p>昭和 38 年 4 月 10 日 <u>特別地域の拡張 (第 1 種、2 種、3 種の地種区分)、特別保護地区の拡張</u></p> <p>昭和 47 年 10 月 16 日 海中公園地区の指定 (島根半島)</p> <p>昭和 50 年 9 月 13 日 <u>再検討 (大山蒜山)</u></p> <p>昭和 50 年 12 月 11 日 海域公園地区の指定 (浄土ヶ浦、代、国賀)</p>

平成2年3月8日 第1次点検に伴う一部変更（特別地域の追加）
平成9年9月18日 第2次点検に伴う一部変更
平成14年3月26日 特別地域及び特別保護地区の追加
平成26年3月19日 特別地域の追加（三徳山地域）

ウ 施設計画

昭和27年10月13日 単独施設の決定（大山地域）
昭和29年2月18日 集団施設地区の決定（大山地域）
昭和30年9月7日 単独施設計画の追加（大山地域）
昭和31年6月15日 集団施設地区の指定及び単独施設計画の追加（大山地域）
昭和31年12月17日 単独施設計画の追加（大山地域）
昭和32年7月8日 集団施設地区の変更（大山地域）
昭和34年10月26日 集団施設地区の変更（大山地域）
昭和37年12月10日 集団施設地区の変更（大山地域）
昭和38年4月10日 集団施設地区の追加指定及び単独施設計画の追加
昭和40年12月10日 集団施設地区の変更（大山蒜山地域）
昭和42年10月26日 運輸施設の追加（大山蒜山地域）
昭和43年8月23日 集団施設地区の変更（大山蒜山地域）
昭和43年10月1日 車道の変更（大山蒜山地域）
昭和45年1月22日 単独施設の追加（大山蒜山地域）
昭和50年9月13日 単独施設の変更（大山蒜山地域）
昭和55年6月10日 集団施設地区の変更
昭和57年8月31日 第1次点検に伴う変更（大山蒜山地域）
平成2年3月8日 第1次点検に伴う変更（隠岐諸島等地域）

	<p><u>平成7年8月21日 集団施設地区の変更及び単独施設の変更</u></p> <p><u>平成9年9月18日 第2次点検に伴う変更（隠岐諸島等地域）</u></p> <p><u>平成14年3月26日 区域拡張に伴う単独施設の追加（大山蒜山地域）</u></p> <p><u>平成21年10月28日 第4次点検に伴う変更（大山蒜山地域）</u></p> <p><u>平成26年3月19日 第5次点検に伴う変更（大山蒜山地域）</u></p>
--	---